

保医発 0327 第 10 号 令和 6 年 3 月 27 日

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

(抜粋)

第 12 保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項 (揭示事項等告示第 13 関係)

1 保険薬局が提供する医療サービスの内容及び費用に関する事項について、患者に対する情報の提供の促進を図る観点から、薬担規則上院内揭示が義務付けられている保険外併用療養費に係るものを除き、届出事項等を院内揭示の対象としたこと。

また、当該揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとすること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和 7 年 5 月 31 日までの間、経過措置を設けている。

2 具体的には、従来から院内揭示とされていたものを含め、以下の 3 つの事項を院内揭示事項及びウェブサイト掲載事項として定めたものであること。

- | |
|---|
| <p>① 調剤報酬点数表の第 2 節区分番号「10の2」調剤管理料及び区分番号「10の3」服薬管理指導料に関する事項</p> <p>② 調剤報酬点数表に基づき地方厚生(支)局長に届け出た事項に関する事項</p> <p>③ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条の 2 第 2 項及び第 4 条の 2 の 2 第 1 項並びに療担基準第 26 条の 5 第 2 項及び第 26 条の 5 の 2 第 1 項に規定する明細書の発行状況に関する事項</p> |
|---|

3 なお、2 に掲げる事項のほか、保険外併用療養費に係る事項については、薬担規則第 4 条の 3 第 2 項及び療担基準第 26 条の 6 第 2 項に基づき、その内容及び費用につき院内揭示を行うこととしており、今後、当該事項を院内の見やすい場所に掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載することの徹底が図られるべきものであること。

第 12 の 2 明細書を発行しなければならない保険薬局 (揭示事項等告示第 13 の 2 及び第 13 の 3 関係)

① 領収証を交付するときは、個別の調剤報酬点数の算定項目が分かる明細書を無償で交付しなければならない保険薬局として、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うことが義務付けられた保険薬局を定めたものであること。

② 明細書の発行に当たっては、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」によるものであること。

第 13 保険薬剤師の使用医薬品 (揭示事項等告示第 14 関係)

薬価基準に記載されている医薬品等について、保険薬剤師が使用することができることとしたものであること。その他保険薬剤師の使用医薬品に係る留意事項については、別途通知するものであること。

第 14 保険薬剤師の医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 (揭示事項等告示第 15 関係)

保険薬剤師について、第 13 に規定する医薬品以外の医薬品の使用が認められる場合は、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第 1 条第 4 号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合であること。

掲示すべき掲示物	場所	根拠
薬局開設許可証	薬局内の見やすい場所	薬事法施行規則第13条
麻薬小売業者免許証	どこでも	なし(推奨)
保険薬局である旨の表示	薬局の見やすい場所 (内 or 外)	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第7条
開局曜日・時間・休業日・時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項	薬局の外側の見やすい場所	保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について第3項
処方箋の受付	薬局内の見やすい場所	
労災薬局指定の掲示	薬局内の見やすい場所	労災保険指定薬局療養担当契約事項第10条
取扱い公費負担医療の掲示	薬局の見やすい場所	各種公費負担医療根拠法
調剤管理料&服薬管理指導料に関する掲示	薬局内の見やすい場所 ウェブサイト(原則)	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の4、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第十三
特掲診療料の施設基準に関する掲示 (許可を受けているもののみ)		
明細書発行に関する掲示		
オンライン資格確認体制に関する掲示		
評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する掲示		
在宅患者訪問を行う薬局である掲示 (地域支援を受けてる場合のみ) 保険薬局オンライン予約 薬局処方薬	薬局の内側及び外側	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
近隣・自局の時間外連絡先掲示 (地域支援を受けてる場合のみ)	薬局の外側見やすい場所	
		特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

掲示すべき掲示物	場所	根拠
居宅療養管理指導に関する掲示(運営規程、サービス事業者掲示)	薬局内の見やすい場所(関係者が自由に閲覧できれば掲示不要) ウェブサイト(原則)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 90 条
明細書発行に関する掲示	薬局内の見やすい場所	療担規則第 4 条の 2
後発医薬品調剤体制加算を積極的に行っている旨の掲示(許可を受けている場合のみ)	薬局の内側及び外側	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 調剤薬 薬局処方薬
後発医薬品調剤体制加算を算定している旨の掲示(許可を受けている場合のみ)	薬局内側の見やすい場所	
調剤報酬点数表	薬局内の見やすい場所	調剤報酬点数表に関する事項
夜間・休日加算の掲示(算定する場合のみ)	薬局の内側及び外側:開局時間 薬局内の見やすい場所:対象となる日及び受付時間	調剤報酬点数表に関する事項
時間外・休日・深夜加算の掲示(算定する場合のみ)	薬局の内側及び外側:開局時間	
容器代等保険外費用に関する掲示	薬局内の見やすい場所/ 原則として、ウェブサイトに掲載(経過措置 R7.5.31)	療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて
個人情報保護方針の掲示	薬局内の見やすい場所	個人情報保護に関する法律第 7 条他
薬局の管理及び運営に関する事項(※別に今勤務中の薬剤師 or 登録販売者の掲示)	薬局内の見やすい場所	薬事法第 9 条の 5、規則第 15 条の 15
要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項		

掲示すべき掲示物	場所	根拠
薬剤師不在時間の掲示	薬局内の見やすい場所及び薬局外側の見やすい場所	薬機法施行規則第十六条
地域連携薬局等の掲示 (許可を受けている場合のみ)	薬局内の見やすい場所及び薬局外側の見やすい場所	薬機法施行規則第十六条の二
医療情報取得加算の掲示	当該保険薬局の内側及び外側の見やすい場所/ 原則として、ウェブサイトに掲載	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件等 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
医療 DX 推進体制整備加算 薬局薬剤師	当該保険薬局の見やすい場所/ 原則として、ウェブサイトに掲載	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件等 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
連携強化加算	ウェブサイトで広く周知	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
長期収載品の保険給付	当該保険薬局内の見やすい場所/ 原則として、ウェブサイトに掲載(経過措置 R7.5.31)	「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について

引用：管理薬剤師.com ※一部変更

1. 調剤管理料・服薬管理指導料に関する表示
2. 特掲診療料の施設基準に関する表示
3. 明細書発行に関する表示
4. オンライン資格確認体制に関する表示
5. 評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する表示
6. 医療情報取得加算の表示
7. 医療 DX 推進体制整備加算の表示
8. 連携強化加算の表示

当薬局の行っているサービス内容について(例)

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料○	当薬局は調剤基本料○の施設基準に適合する保険薬局です。

調剤基本料に関する事項	
特別調剤基本料 A	当薬局は調剤基本料 A の施設基準に該当する保険薬局です。

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1(注1)	当薬局は基本料の注1に既定される(処医療資源の少ない地域に所在する)保険薬局に該当します。

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料○(注8)	当薬局は基本料の注8に既定される(調剤基本料を100分の50に減算する)保険薬局に該当します。

※特掲の施設基準

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算○	後発医薬品調剤体制加算○の施設基準(直近3か月の後発医薬品の数量割合○%以上)に適合する保険薬局です。

地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算○	<p>当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です。 (体制基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,200品目以上の医薬品の備蓄 ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・ 医療材料・衛生材料を供給できる体制 ・ 麻薬小売業者の免許を取得 ・ 集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が70%以上 ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報を提供できる体制(一般名、剤形、規格、内服薬の製剤の特徴、緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全性情報、医薬品・医療機器等の回収情報) ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における調剤に対応できる体制 ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上) ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・ 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍) ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(薬剤師などの資質向上のための研修計画・受講等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者のプライバシーに配慮した構造、服薬指導を実施する体制 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48 薬効群)・緊急避妊薬の備蓄 ・ 健康相談・健康教室の取り組み ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止
--	---

連携強化加算に関する事項	
--------------	--

連携強化加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種協定指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売
--------	---

在宅薬学総合加算○に関する事項	
-----------------	--

在宅薬学総合加算○	<p>当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上) <p>(在宅薬学総合加算2の場合はいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ターミナルケアに対する体制(医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備) ・ 小児在宅患者に対する体制(薬学管理・指導の実績が年6回以上) <p>(2 の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2名以上の保険薬剤師の勤務し、開局時間中は常態として調剤応需体制がある ・ 直近1年間の、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の実績(24回以上) ・ 高度管理医療機器の販売業の許可
-----------	---

医療 DX 推進体制整備加算及び医療情報取得加算に関する事項 ※一部沖縄県薬 HP 引用	
--	--

医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインによる調剤報酬の請求 ・ オンライン資格確認を行う体制及び診療情報の閲覧・活用 「オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。」 ・ 電子処方箋により調剤する体制 ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制(経過措置:2025年9月30日) 「電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。 オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、『審査支払機関又は保険者への照会』のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。」
-------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 「マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。」 ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示 ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
--	---

※薬剤調製料

無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算	当薬局は2人以上の薬剤師(1名以上が常勤の保険薬剤師)が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え(他の施設と共同利用する場合を含む)、注射剤薬等の無菌的な調剤を行います。

夜間・休日等加算 ※沖縄県薬の HP 引用	
夜間・休日等加算	<p>開局時間の案内</p> <p>休日 日曜日、祝祭日、木曜日 午後〇時以降</p> <p>開局時間</p> <p>平日 午前〇〇:〇〇 ~ 午後〇〇:〇〇 (木曜日 午前〇〇:〇〇 ~ 午後〇〇:〇〇)</p> <p>土曜日 午前〇〇:〇〇 ~ 午後〇〇:〇〇</p> <p>以下の時間帯における処方せん受付では、夜間・休日等加算の対象となります。</p> <p>平日 午後7:00以降</p> <p>土曜日 午後1:00以降</p>

※薬学管理料

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	<p>患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。</p> <p>薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。</p> <p>薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。</p>

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	<p>当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬剤師の経験3年以上 ・ 週 32 時間以上の勤務 ・ 当薬局へ 1 年以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。</p>

特定薬剤管理指加算2に関する事項	
特定薬剤管理指加算2	<p>当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務 ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加(年 1 回以上) <p>当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。</p>

在宅患者訪問薬剤管理指導料	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	<p>当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問前に「薬学的管理指導計画」を策定 ・ 患家を訪問又はオンラインで薬学管理指導を実施 ・ 処方医に訪問結果について情報提供を文書で行う(必要に応じて処方医以外の医療関係職種にも情報提供) ・ 薬局と患者宅の距離が 16km以内 <p>在宅で療養を行っている患者であって通院困難な方に対して、医師の指示に基づいて、患者宅を訪問して服薬指導を行います。</p>

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	<p>当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。</p> <p>医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。</p>

在宅中心静脈栄養法加算に関する事項	
在宅中心静脈栄養法加算	<p>当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。</p> <p>在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。</p>

※明細書 沖縄県薬 HP 引用

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について	
明細書の発行	<p>当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。</p> <p>また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしています。</p> <p>なお、明細書には、投薬等に係る薬剤又は保険医療材料の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。</p>

※評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する表示

後発医薬品のある先発医薬品(＝長期収載品)の選定療養について	
後発医薬品のある先発医薬品(＝長期収載品)の選定療養	<p>後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。</p> <p>この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。 ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。 ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

※容器代等保険外費用に関する表示(各薬局で該当するものを記載する)

保険外費用(水薬瓶・軟膏壺・小分け袋・レジ袋等)について	
保険外費用	<p>当薬局では、以下の項目について、実費の負担をお願いしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器代 ○○円 ・レジ袋 ○○円 ・オンライン服薬指導に伴う調剤薬の配送料 ○○円 ・医師の指示なく患者様の希望による一包化 ・在宅訪問時の交通費

※居宅療養管理指導に関する掲示(運営規程、サービス事業者掲示)

https://www.pref.okinawa.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/007/302/kyotakuryouyou.pdf

沖縄県介護運営指導の HP にひな形あり。

居宅療養管理指導について	
居宅療養管理指導運営規定	各薬局に既に作成されている運営規定を HP に添付する。

○○薬局	管理薬剤師：○○○ ○○○
所在地: 沖縄県○○○○○○○○	TEL: 099-000-0000
	FAX: 099-000-0000

引用: 鹿児島県薬剤師会ホームページ ※一部改訂